

平成20年相模原市議会12月定例会付議事件一覧

付議事件

(1)議案	51件
条例	8件
損害賠償額の決定及び和解	1件
指定管理者の指定	38件
補正予算	4件
(2)報告	1件
合計	52件

平成20年11月19日招集

議案番号	件名(担当)	主 な 内 容								
119	相模原市市税条例の一部を改正する条例について (企画財政局税務部)	地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、平成21年度以後の個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金等のうち、市民の福祉の増進に寄与するものと認められる寄附金等を加える規定の追加その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行)								
120	相模原市立こどもセンター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局こども育成部)	相模原市立陽光台こどもセンターを設置するもの (H21.4.1施行) 名称及び位置 <table border="1" data-bbox="624 725 1351 889"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 725 876 763">名 称</th> <th data-bbox="876 725 1351 763">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 763 876 889">相模原市立陽光台こどもセンター</td> <td data-bbox="876 763 1351 889">相模原市陽光台2丁目19番21号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	相模原市立陽光台こどもセンター	相模原市陽光台2丁目19番21号				
名 称	位 置									
相模原市立陽光台こどもセンター	相模原市陽光台2丁目19番21号									
121	相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について (健康福祉局こども育成部)	相模原市立陽光台児童クラブ及び相模原市立内郷児童クラブの移転に伴う位置の規定の改正並びに相模原立津久井中央児童クラブの設置に伴う規定の追加をするもの (H21.4.1施行。ただし、相模原市立津久井中央児童クラブの入会及び延長育成に係る決定、通知等の行為はこの条例の施行の日前においても行うことができるとする規定は公布日施行) 名称及び位置 <table border="1" data-bbox="624 1344 1351 1666"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 1344 876 1382">名 称</th> <th data-bbox="876 1344 1351 1382">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1382 876 1464">相模原市立陽光台児童クラブ</td> <td data-bbox="876 1382 1351 1464">相模原市陽光台2丁目19番21号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1464 876 1585">相模原市立津久井中央児童クラブ</td> <td data-bbox="876 1464 1351 1585">相模原市津久井町三ヶ木39番地7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1585 876 1666">相模原市立内郷児童クラブ</td> <td data-bbox="876 1585 1351 1666">相模原市相模湖町寸沢嵐833番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	相模原市立陽光台児童クラブ	相模原市陽光台2丁目19番21号	相模原市立津久井中央児童クラブ	相模原市津久井町三ヶ木39番地7	相模原市立内郷児童クラブ	相模原市相模湖町寸沢嵐833番地
名 称	位 置									
相模原市立陽光台児童クラブ	相模原市陽光台2丁目19番21号									
相模原市立津久井中央児童クラブ	相模原市津久井町三ヶ木39番地7									
相模原市立内郷児童クラブ	相模原市相模湖町寸沢嵐833番地									
122	相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について (市民局市民活力推進部)	指定管理者が市民健康文化センターの利用できる時間を変更する場合の利用料金の額を定める規定の追加その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行。ただし、用語の整理に係る改正規定は公布日施行)								

1 2 3	相模原市手数料条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項に規定する建築物に関する計画の通知に係る審査事務等の手数料の金額等の規定の改正をするもの (H21.4.1施行)</p> <p>1 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る審査事務の手数料の金額等の改定</p> <table border="1" data-bbox="699 459 1444 1310"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>5,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 m²を超え、 100 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>9,000 円</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 m²を超え、 200 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>14,000 円</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 m²を超え、 500 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>19,000 円</td> <td>36,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 m²を超え、 1,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>34,000 円</td> <td>66,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 m²を超え、 2,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>48,000 円</td> <td>93,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 m²を超え、 5,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td rowspan="2">140,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²を超え、 10,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>280,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 m²を超え、 30,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td rowspan="2">240,000 円</td> <td>370,000 円</td> </tr> <tr> <td>30,000 m²を超え、 50,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>460,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 m²を超えるもの</td> <td>1 件</td> <td>460,000 円</td> <td>900,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に係る検査事務の手数料の金額等の改定</p> <table border="1" data-bbox="699 1406 1444 2056"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>10,000 円</td> <td>16,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 m²を超え、 100 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>12,000 円</td> <td>19,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 m²を超え、 200 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>16,000 円</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 m²を超え、 500 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>22,000 円</td> <td>34,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 m²を超え、 1,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>36,000 円</td> <td>58,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 m²を超え、 2,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>50,000 円</td> <td>78,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 m²を超え、 5,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td rowspan="2">120,000 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²を超え、 10,000 m²以内のもの</td> <td>1 件</td> <td>190,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単位	現行	改正後	30 m ² 以内のもの	1 件	5,000 円	10,000 円	30 m ² を超え、 100 m ² 以内のもの	1 件	9,000 円	18,000 円	100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	1 件	14,000 円	28,000 円	200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	1 件	19,000 円	36,000 円	500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	1 件	34,000 円	66,000 円	1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	1 件	48,000 円	93,000 円	2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	1 件	140,000 円	160,000 円	5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	1 件	280,000 円	10,000 m ² を超え、 30,000 m ² 以内のもの	1 件	240,000 円	370,000 円	30,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	1 件	460,000 円	50,000 m ² を超えるもの	1 件	460,000 円	900,000 円	区 分	単位	現行	改正後	30 m ² 以内のもの	1 件	10,000 円	16,000 円	30 m ² を超え、 100 m ² 以内のもの	1 件	12,000 円	19,000 円	100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	1 件	16,000 円	25,000 円	200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	1 件	22,000 円	34,000 円	500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	1 件	36,000 円	58,000 円	1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	1 件	50,000 円	78,000 円	2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	1 件	120,000 円	120,000 円	5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	1 件	190,000 円
区 分	単位	現行	改正後																																																																																
30 m ² 以内のもの	1 件	5,000 円	10,000 円																																																																																
30 m ² を超え、 100 m ² 以内のもの	1 件	9,000 円	18,000 円																																																																																
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	1 件	14,000 円	28,000 円																																																																																
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	1 件	19,000 円	36,000 円																																																																																
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	1 件	34,000 円	66,000 円																																																																																
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	1 件	48,000 円	93,000 円																																																																																
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	1 件	140,000 円	160,000 円																																																																																
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	1 件		280,000 円																																																																																
10,000 m ² を超え、 30,000 m ² 以内のもの	1 件	240,000 円	370,000 円																																																																																
30,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	1 件		460,000 円																																																																																
50,000 m ² を超えるもの	1 件	460,000 円	900,000 円																																																																																
区 分	単位	現行	改正後																																																																																
30 m ² 以内のもの	1 件	10,000 円	16,000 円																																																																																
30 m ² を超え、 100 m ² 以内のもの	1 件	12,000 円	19,000 円																																																																																
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	1 件	16,000 円	25,000 円																																																																																
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	1 件	22,000 円	34,000 円																																																																																
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	1 件	36,000 円	58,000 円																																																																																
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	1 件	50,000 円	78,000 円																																																																																
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	1 件	120,000 円	120,000 円																																																																																
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	1 件		190,000 円																																																																																

10,000 m ² を超え、 30,000 m ² 以内のもの	1 件	190,000 円	240,000 円
30,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	1 件		300,000 円
50,000 m ² を超えるもの	1 件	380,000 円	610,000 円

3 建築物に関する特定工程終了後の検査の申請又は通知に対する中間検査をしたときの完了の検査の申請又は完了の通知に係る検査事務の手数料の金額等の改定

区 分	単位	現行	改正後
30 m ² 以内のもの	1 件	9,000 円	15,000 円
30 m ² を超え、 100 m ² 以内のもの	1 件	11,000 円	18,000 円
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	1 件	15,000 円	24,000 円
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	1 件	21,000 円	31,000 円
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	1 件	35,000 円	55,000 円
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	1 件	47,000 円	75,000 円
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	1 件	110,000 円	110,000 円
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	1 件		180,000 円
10,000 m ² を超え、 30,000 m ² 以内のもの	1 件	180,000 円	230,000 円
30,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	1 件		290,000 円
50,000 m ² を超えるもの	1 件	370,000 円	600,000 円

4 建築物に関する特定工程終了後の検査の申請又は通知に係る中間検査事務の手数料の金額等の改定

区 分	単位	現行	改正後
30 m ² 以内のもの	1 件	9,000 円	15,000 円
30 m ² を超え、 100 m ² 以内のもの	1 件	11,000 円	18,000 円
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	1 件	15,000 円	23,000 円
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	1 件	20,000 円	32,000 円
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	1 件	33,000 円	52,000 円
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	1 件	45,000 円	70,000 円
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	1 件	100,000 円	100,000 円

5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	1件		160,000円
10,000 m ² を超え、 30,000 m ² 以内のもの	1件	160,000円	210,000円
30,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	1件		260,000円
50,000 m ² を超えるもの	1件	330,000円	530,000円

5 建築設備の設置及び工作物の築造に関する確認の申請又は計画の通知に係る審査事務の手数料の金額の改定

区 分		単位	現行	改正後
建築設備	小荷物専用 昇降機以外 の建築設備	1件	9,000円 (計画の変 更の場合 5,000円)	17,000円 (計画の変 更の場合 10,000円)
	小荷物専用 昇降機	1件	4,000円 (計画の変 更の場合 3,000円)	8,000円 (計画の変 更の場合 5,000円)
工作物		1件	8,000円 (計画の変 更の場合 4,000円)	15,000円 (計画の変 更の場合 9,000円)

6 建築設備及び工作物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に係る検査事務の手数料の金額の改定

区 分		単位	現行	改正後
建築設備	小荷物専用 昇降機以外 の建築設備	1件	13,000円	21,000円
	小荷物専用 昇降機	1件	8,000円	13,000円
工作物		1件	9,000円	15,000円

124 相模原市営自転車駐
車場条例の一部を改正す
る条例について
(都市建設局まちづくり
事業部)

相模原駅南口第1路上等自転車駐
車場及び相模原駅南口第
2路上等自転車駐
車場の設置に伴う名称、位置、入出場時間
及び駐車料を定める規定の追加
その他所要の改正をするもの
(H21.3.2施行)

相模原駅南口第1路上等自転車駐
車場

1 位 置 相模原市相模原1丁目3,430番43地先

2 面 積 16.78平方メートル

3 収容台数 自転車5台(電磁ロック式駐輪機器による。)

相模原駅南口第2路上等自転車駐
車場

1 位 置 相模原市相模原2丁目149番8地先及び相模
原市相模原3丁目272番22地先

2 面 積 58.34平方メートル

3 収容台数 自転車50台(電磁ロック式駐輪機器によ
る。)

125	相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について (教育局生涯学習部)	<p>相模原市立藤野中央公民館の建替えに伴い、徴収する使用料の額を定める規定の追加をするもの (H21.4.1施行。ただし、建替え後の藤野中央公民館の施設に係る使用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができるとする規定は公布日施行)</p> <p>建替え後の施設の使用料</p> <table border="1" data-bbox="611 483 1350 1238"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>使用区分</th> <th>午前 (8時30分～12時)</th> <th>午後 (13時～17時)</th> <th>夜間 (18時～22時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大会議室</td> <td>市内在住者</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>市外在住者</td> <td>3,090円</td> <td>3,090円</td> <td>3,090円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小会議室</td> <td>市内在住者</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>市外在住者</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料理実習室</td> <td>市内在住者</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>市外在住者</td> <td>3,090円</td> <td>3,090円</td> <td>3,090円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>市内在住者</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>市外在住者</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td>市内在住者</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>市外在住者</td> <td>3,090円</td> <td>3,090円</td> <td>3,090円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交流スペースA</td> <td>市内在住者</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>市外在住者</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交流スペースB</td> <td>市内在住者</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>市外在住者</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> <td>1,540円</td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用区分	午前 (8時30分～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	大会議室	市内在住者	2,060円	2,060円	2,060円	市外在住者	3,090円	3,090円	3,090円	小会議室	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円	料理実習室	市内在住者	2,060円	2,060円	2,060円	市外在住者	3,090円	3,090円	3,090円	和室	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円	多目的室	市内在住者	2,060円	2,060円	2,060円	市外在住者	3,090円	3,090円	3,090円	交流スペースA	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円	交流スペースB	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円
施設	使用区分	午前 (8時30分～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)																																																																		
大会議室	市内在住者	2,060円	2,060円	2,060円																																																																		
	市外在住者	3,090円	3,090円	3,090円																																																																		
小会議室	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円																																																																		
	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円																																																																		
料理実習室	市内在住者	2,060円	2,060円	2,060円																																																																		
	市外在住者	3,090円	3,090円	3,090円																																																																		
和室	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円																																																																		
	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円																																																																		
多目的室	市内在住者	2,060円	2,060円	2,060円																																																																		
	市外在住者	3,090円	3,090円	3,090円																																																																		
交流スペースA	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円																																																																		
	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円																																																																		
交流スペースB	市内在住者	1,030円	1,030円	1,030円																																																																		
	市外在住者	1,540円	1,540円	1,540円																																																																		
126	相模原市藤野中央公民館建設基金条例を廃止する条例について (教育局生涯学習部)	相模原市立藤野中央公民館整備事業が平成20年度で完了するため、相模原市藤野中央公民館建設基金を廃止するもの (H21.4.1施行)																																																																				
127	損害賠償額の決定及び和解について (市民局防災安全部)	<p>1 損害賠償額 5,214,478円</p> <p>2 被害者(和解の相手方) 市内在住者</p> <p>3 事故の概要 平成17年8月28日午前10時20分ごろ、旧津久井郡藤野町牧野13,720番地付近において、地元消防団の指導の下、旧藤野町の総合防災訓練における消火栓による放水訓練が実施されていた際、訓練中の被害者が持っていたホースの筒先が消火栓からの水圧により振られ、被害者が後ろに倒れて後頭部を地面に強打し、負傷したものである。</p> <p>4 和解の要旨 (1) 市は、本件事故の損害賠償として金5,214,478円の支払義務があることを認める。</p>																																																																				

		<p>(2) 相手方は、(1)の損害賠償金のうち、金1,486,405円が既に市により支払済みであることを認める。</p> <p>(3) 市は、(1)の損害賠償金5,214,478円から(2)の市の支払金1,486,405円を控除した残金3,728,073円を平成20年12月31日までに相手方に支払う。</p> <p>(4) 相手方と市は、本件事故について本和解条項に定める事項のほかには、相手方と市との間に、何らの債権債務のないことを相互に確認し、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議又は請求の申立てをしないものとする。</p>
128	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目1番20号 名 称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
129	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市松が丘1丁目23番1号 名 称 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
130	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター</p> <p>2 指定管理者 所在地 大和市柳橋5丁目3番地1 名 称 社会福祉法人県央福祉会</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
131	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立津久井障害者地域活動支援センター</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市津久井町中野1,004番地3 名 称 特定非営利活動法人竹の子作業所</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>

132	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家 2 指定管理者 所在地 相模原市城山町久保沢2丁目25番25号 名 称 特定非営利活動法人福祉協会しろやま 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
133	指定管理者の指定について (健康福祉局福祉部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
134	指定管理者の指定について (健康福祉局保険高齢部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
135	指定管理者の指定について (健康福祉局保険高齢部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立清新デイサービスセンター 2 指定管理者 所在地 相模原市清新7丁目4番1号 名 称 社会福祉法人智泉会 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

136	指定管理者の指定について (健康福祉局保険高齢部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立星が丘デイサービスセンター 2 指定管理者 所在地 相模原市上溝5, 423番地5 名 称 社会福祉法人上溝緑寿会 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
137	指定管理者の指定について (健康福祉局保険高齢部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立古淵デイサービスセンター 2 指定管理者 所在地 相模原市東淵野辺4丁目25番3号 名 称 社会福祉法人たけのうち福祉会 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
138	指定管理者の指定について (健康福祉局保険高齢部・環境経済局経済部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大凧センター 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
139	指定管理者の指定について (市民局市民活力推進部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立市民健康文化センター 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

140	指定管理者の指定について (市民局市民活力推進部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立北市民健康文化センター 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 (財)相模原市都市整備公社・(株)フクシエンタープライズ共同企業体 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
141	指定管理者の指定について (市民局市民活力推進部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市文化会館、相模原市民会館、相模原南市民ホール、杜 ^{もり} のホールはしもと及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ 2 指定管理者 所在地 相模原市相模大野4丁目4番1号 名 称 財団法人相模原市民文化財団 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
142	指定管理者の指定について (市民局市民活力推進部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立男女共同参画推進センター 2 指定管理者 所在地 相模原市田名1, 879番地2 名 称 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
143	指定管理者の指定について (環境経済局経済部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立産業会館 2 指定管理者 所在地 相模原市中央3丁目12番3号 名 称 相模原商工会議所 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

144	指定管理者の指定について (環境経済局経済部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立勤労者総合福祉センター 2 指定管理者 所在地 相模原市西橋本5丁目4番20号 名 称 財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
145	指定管理者の指定について (環境経済局経済部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市民たてしな自然の村 2 指定管理者 所在地 長野県北佐久郡立科町芦田八ヶ野210番地 名 称 信州リゾートサービス株式会社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
146	指定管理者の指定について (環境経済局経済部・教育局学校教育部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室 2 指定管理者 所在地 東京都豊島区東池袋3丁目13番3号 名 称 西洋フード・コンパスグループ株式会社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
147	指定管理者の指定について (環境経済局経済部・市民局市民活力推進部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立緑の休暇村、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館 2 指定管理者 所在地 相模原市津久井町青根1, 331番地 名 称 青根地域振興協議会 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

148	指定管理者の指定について (環境経済局経済部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立鳥居原ふれあいの館 2 指定管理者 所在地 相模原市津久井町鳥屋750番地 名 称 有限会社鳥居原 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
149	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立環境情報センター 2 指定管理者 所在地 相模原市東大沼3丁目3番3号 名 称 さがみはら環境活動ネットワーク会議 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
150	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立相模川ふれあい科学館 2 指定管理者 所在地 横浜市金沢区八景島 名 称 株式会社横浜八景島 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで
151	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	1 管理を行わせる施設の名称 横山公園、小山公園及び鹿沼公園 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

152	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部・教育局生涯学習部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園、古淵鶴野森公園、相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコート 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名称 都市整備公社・東海体育指導グループ 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
153	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原麻溝公園(競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く。)及び相模原北公園(スポーツ広場を除く。) 2 指定管理者 所在地 相模原市麻溝台2, 317番地1 名称 財団法人相模原市みどりの協会 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
154	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名称 相模原市体育協会グループ 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
155	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を行わせる施設の名称 相模原麻溝公園動物広場 2 指定管理者 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3丁目1番地国立オリンピック記念青少年総合センター内 名称 財団法人ハーモニセンター 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

156	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 都市整備公社・パティネ商会共同企業体</p> <p>3 指定の期間 平成21年6月1日から平成26年5月31日まで</p>
157	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部・教育局生涯学習部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 都市整備公社・東海体育指導グループ</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで</p>
158	指定管理者の指定について (環境経済局環境保全部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 峰山霊園及び柴胡が原霊園</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
159	指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり計画部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市市営住宅(70施設)</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F 名 称 共同企業体ウイツ</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>

160	指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり事業部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 淵野辺駅南口第1自転車駐車場、相模大野駅北口自転車駐車場、橋本駅南口第1自転車駐車場、橋本駅南口第2自転車駐車場、相模原駅北口自転車駐車場、橋本駅北口第1自転車駐車場、淵野辺駅南口第2自転車駐車場、相武台前駅北口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場及び橋本駅北口第2自転車駐車場</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名称 財団法人相模原市都市整備公社</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで</p>
161	指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり事業部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模大野立体駐車場、相模原駅自動車駐車場、橋本駅北口第1自動車駐車場、橋本駅北口第2自動車駐車場及び小田急相模原駅自動車駐車場</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名称 財団法人相模原市都市整備公社</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで</p>
162	指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり事業部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立相模湖ふれあいパーク</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見4丁目3番1号 名称 社団法人相模原市シルバー人材センター</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで</p>
163	指定管理者の指定について (教育局生涯学習部)	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模原市体育館</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名称 財団法人相模原市都市整備公社</p> <p>3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>

164	指定管理者の指定について (教育局生涯学習部・環境経済局環境保全部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場 2 指定管理者 所在地 相模原市富士見6丁目6番23号 名 称 財団法人相模原市都市整備公社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで		
165	指定管理者の指定について (教育局生涯学習部)	1 管理を行わせる施設の名称 相模原市立総合水泳場 2 指定管理者 所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号 名 称 静岡ビル保善株式会社 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで		
166	平成20年度相模原市 一般会計補正予算(第3号) (企画財政局財務部)	補正前の額 千円 204,222,000	補 正 額 千円 1,117,000	補正後の額 千円 205,339,000
167	平成20年度相模原市 国民健康保険事業特別 会計補正予算(第1号) (企画財政局財務部)	67,550,000	41,000	67,591,000
	事業勘定	67,321,000	41,000	67,362,000
	直営診療勘定	229,000	—	229,000
168	平成20年度相模原市 自動車駐車場事業特別 会計補正予算(第1号) (企画財政局財務部)	2,796,000	—	2,796,000

169	平成20年度相模原市 後期高齢者医療事業特 別会計補正予算(第1 号) (企画財政局財務部)	4,918,000	23,000	4,941,000
報告番号	件名(担当)	主 な 内 容		
20	専決処分の報告につい て (総務局)	本市塵芥車による交通事故に係る損害賠償額 (583,462円)の決定の専決処分		
		本市軽貨物車による交通事故に係る損害賠償額 (110,565円)の決定の専決処分		
		本市小型貨物車による交通事故に係る損害賠償額 (125,979円)の決定の専決処分		
		道路管理に係る損害賠償額 (463,932円)の決定の専決処分		
		道路管理に係る損害賠償額 (4,608円)の決定の専決処分		

提出予定案件 相模原市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果に関する報告書の提出